

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、村広報紙や村ホームページ上で計画内容を公表します。

2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、介護福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である東通村社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

3 計画の進捗管理

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。